

❖ 鉛筆、シャープペンや消えやすいインクで書かないでください。

❖ 記載した文字等を訂正・加筆・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用せず、誤字に二重線を引き、訂正削除して下さい。

婚姻届

窓口届出日、または投函日を記入

令和 5 年 7 月 7 日 届出

国籍証明書、婚姻証明書に記載されているフルネームを略さず記入ください。

在マルセイユ日本国

大使 殿
総領事

受理	令和	年	月	日
第				号
送付	令和	年	月	日
第				号
書類調査	戸籍記載	記載調査	調	

人名には外国文字(アルファベット等)や「・」(なかくてん)、「,」(コンマ)、「.」(ピリオド)等の符号を使用することはできません。

カタカナの氏名は、「氏」「名」の順で書き、氏と名の間を「,」か「.」で区切り、ファーストネーム、ミドルネームは「.」等で区切らず、一続きにして下さい。

(1)	夫になる人	妻になる人
(2)	住 所	住 所
(3)	本 籍	本 籍
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍
(5)	同居を始めたとき	同居を始めたとき
(6)	初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事
(8)	夫妻の職業	夫妻の職業
その他	婚姻証書添付。	
届出人	夫	妻

夫の職業: 会社員 | 妻の職業: 会社員

婚姻成立日: 令和 5 年 6 月 16 日 | 方式: フランス国 | 作成地: リヨン市第1区

届出人名: 外務 花子

本籍地には「-」は使わず、戸籍通りにご記入ください。

☑はせず。

郵送の場合

-郵送による届出である。

自筆で戸籍の記載通りに署名ください。

捺印は任意です。

外国人配偶者は署名不要です。

フランス国内の現住所、日中ご連絡可能な電話番号、及びEメールを記入ください

1, rue de Paris, 69001 Lyon
TEL. 06 78 90 00 00
Email : gaimuhanako@todokede.com

証		人	
署 押	名 印	年 月 日	年 月 日
生 年 月 日			
住 所			
本 籍		番地 番	番地 番

フランス方式で婚姻した場合、こちらの証人欄は、記入不要です。

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- には、あてはまるものにのようにするしをつけてください。ただし、外国人と婚姻する場合にはつけなくてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。
- 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものととしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
- 夫 妻 に当てはまると思うものに 夫 妻 のようにするしをつけてください。
- 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。
- 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書3通（新しい戸籍がつけられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通（新しい戸籍がつけられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通）出してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。